

4月1日現在65歳以上の年金受給者のうち 市県民税の納税義務のある方が対象です。

65歳以上の方の年金所得に係る市県民税の納税方法が変わります。この制度の対象となるのは、「4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る市県民税の納税義務がある方」です。ただし、以下の方については、対象となりません。

介護保険料が年金から引き落としされていない方

引き落とされる市県民税額が老齢基礎年金等の額を超える方

給与所得や事業所得などから計算された市県民税額がある方 など

**引き落としの
対象となる年金とは...**

老齢基礎年金または昭和60年以前の制度による老齢年金、退職年金等を言います。障害年金および遺族年金などの非課税の年金からは、市県民税の引き落としはされません。

**引き落としが
中止となる場合は...**

引き落とし開始後、市外への転出、税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、引き落としが中止となり、普通徴収(納付書により役所や金融機関などで納める場合)により納めていただくことになります。

平成21年10月支給分の年金から引き落としが始まります。

(例) 市県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

これまでの納め方

月	納付書で納める(普通徴収)			
	6月	8月	10月	1月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていた。

平成21年度の納め方

月	納付書で納める (普通徴収)		年金から引き落とし (特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただけます。10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを引き落とします。

引き落としの開始は、平成21年10月支給分の年金からとなります。そのため、平成21年度の市県民税額のうち半分については、平成21年6月と8月に、これまでどおり納付書で納めていただくことになります。



平成22年度以降の納め方

月	年金から引き落とし(特別徴収)					
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円
算出方法	前年度2月と同じ額			年税額の残り1/3ずつ		

4月・6月・8月は前年度の2月の税額と同額を引き落とします。10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引いた残りの税額を引き落とします。

詳しくは、市役所税務課 課税管理班 82-4111(内線125・126)まで